（前のページより続き）

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**七五）　三一

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（**環境**二六）　三四

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**二六一）　三四

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**二六二）　三五

○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件（**同**二六三）　三五

○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（**同**二六四）　三五

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域を指定する件の一部を改正する件（**総務**三三七）　三五

○地方税法附則第五十二条第二項第一号に規定する自動車持出困難区域を指定する件の一部を改正する件（**同**三三八）　三五

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示（**文部科学**一四四）　三六

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省関係告示の整備等に関する告示（**文部科学・経済産業**六）　三七

○特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号ニに掲げる交付金に係る基準を定める件の全部を改正する件（**同**七）　三九

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係告示の整備に関する告示（**文部科学・経済産業・国土交通**一）　三九

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（**経済産業**二〇〇）　三九

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第一条第二項第四号に規定する別に告示する主要原子力発電工作物を構成する設備を定める件（**同**二〇一）　三一

○原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号及び第二十一号の届出を要する場合の欄に規定する電気工作物を定める件（**同**二〇二）　三一

○原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（**同**二〇三）　三一

○原子力発電工作物の保安に関する省令第四十二条第二号に規定する溶接安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣及び原子力規制委員会が定める件（**同**二〇四）　三三

○電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の二、第八十三条の二第二号及び第九十四条の五第一号の二に規定する使用前安全管理審査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受ける必要がある組織として経済産業大臣が定める件（**同**二〇五）　三三

○原子力発電工作物の保安に関する省令第六十七条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（**同**二〇六）　三三

○原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態対策等拠点施設を指定する告示（**同**二〇七）　三三

○経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件（**同**二〇八）　三四

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（**同**二〇九）　三四

○経済産業省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件（**同**二一〇）　三五

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（**同**二一一）　三五

○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（**経済産業・環境**一三）　三六

○資源エネルギー庁の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件の廃止（**資源エネルギー庁**一）　三六

○資源エネルギー庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件の廃止（**同**二）　三六

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（**同**三）　三六

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件（**同**四）　三六

○原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（**国土交通**一〇二三）　三六